

議案第74号

静岡市テニス広場条例の一部改正について

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例

静岡市テニス広場条例（平成26年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市中島テニス広場の使用料の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考1及び2中「510円」を「520円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（1）テニス広場の使用料の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考1及び2中「510円」を「520円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（2）附帯設備使用料の表中「250円」を「260円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市テニス広場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 新条例別表の規定に基づくテニス広場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。